

酪農経営支援総合対策事業 (乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策) 実施要領

平成 28 年 5 月 13 日付け 28 農畜機第 564 号承認
平成 28 年 4 月 22 日付け 28 家改事(分)第 109 号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人家畜改良事業団（以下「改良事業団」という。）は、生産者集団等が行う取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を推し進めることにより、もって酪農経営の安定と酪農生産基盤の確保・強化の実現に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）、畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

改良事業団は、都府県の生産者集団、農業協同組合又は農業協同組合連合会等（以下「生産者集団等」という。）が、乳用牛群検定全国協議会の定める乳用牛群検定実施方法及び基準の第3の（1）による検定組合等（以下「検定組合等」という。）と連携して策定する、優良な乳用牛（以下「優良乳用牛」という。）の導入及び指導計画（以下「優良乳用牛導入及び指導計画」という。）に基づいて、1の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

また、改良事業団は、検定組合等が2の取組を実施するために要する経費について補助するものとする。ただし、検定組合等が2の取組を実施できない場合には、生産者集団等が自ら2の取組を実施するために要する経費について補助するものとする。

- 1 検定組合に加入している都府県の酪農家に対する貸付けを行うための優良乳用牛の導入の支援
- 2 乳用牛の適切な飼養管理に係る酪農家に対する指導

第2 事業の要件

第1の1の実施に対する取組は、以下の要件を満たすものとする。

- 1 借受けの対象となる酪農家
 - (1) 乳用牛群検定全国協議会が定める実施方法及び基準による乳用牛群検定を実施していること。
 - (2) 第1の2の指導を受けること。
- 2 貸付けの対象とする優良乳用牛
対象とする優良乳用牛は、次に掲げる(1)の要件を満たすもの及び(1)の要件を満たすものであって、(2)又は(3)のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 当該優良乳用牛又はその母牛が、改良事業団により通知された牛群改良情報等(以下「牛群改良情報等」という。)において、能力上位3分の1以上を記録したもの
 - (2) 牛群改良情報等において、ゲノミック評価情報を持つもの
 - (3) 牛群改良情報等において、泌乳持続性評価値で100より高い値を記録したもの
- 3 生産者集団
生産者集団は、3戸以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有すること。
 - (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
 - (2) 生産者集団の運営に関する事項
 - (3) 生乳生産の振興に関する事項
 - (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項
- 4 貸付期間
優良乳用牛の貸付期間は、以下のとおりとする。
 - (1) 初妊牛等
最低36か月以上とする。
 - (2) 経産牛
60か月から貸し付ける牛の月齢を差し引いた期間以上とする。ただし、最低12か月以上とする。
- 5 賃貸借等
 - (1) 賃貸借契約の締結
生産者集団等は、優良乳用牛を1の酪農家に貸し付ける場合には、貸付期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を締結すること。
この際、賃貸借料は生産者集団等が優良乳用牛の取得に要した費用等から判断して妥当な水準に設定すること。

- (2) 貸し付けた優良乳用牛の管理台帳の整備
生産者集団等は、貸し付けた優良乳用牛の管理台帳を整備するものとする。
- (3) 生産者集団等の責務
 - ア 生産者集団等は、当該酪農家の乳牛改良の促進を図るため優良乳用牛を貸し付けた酪農家に対する第1の2の指導を受けさせること。
 - イ 酪農家が疾病、死亡等の理由で優良乳用牛の飼養管理を継続することが不可能となった場合は、生産者集団等が、責任をもってこれに代わる酪農家を選定すること。
 - ウ 生産者集団等は、優良乳用牛の貸付けを受けた酪農家から重大な事故等の報告を受けた場合には、速やかに改良事業団にその旨を報告し、指示を受けること。
- (4) 優良乳用牛を借り受けた酪農家の責務
優良乳用牛を借り受けた酪農家は、優良乳用牛の飼養管理について責任をもち、盗難、失踪、死亡その他重大な事故等にあった場合には、速やかに生産者集団等に報告すること。

第3 事業の実施

- 1 優良乳用牛導入及び指導計画の策定
 - (1) 検定組合等又は生産者集団等は、第1の取組を実施する内容の優良乳用牛導入及び指導計画を策定し、改良事業団に提出するものとする。
 - (2) 改良事業団は、検定組合等又は生産者集団等が策定した優良乳用牛導入及び指導計画をそれぞれの所在地の都道府県知事に提出するものとする。
- 2 優良乳用牛導入及び指導計画の変更
 - (1) 検定組合等又は生産者集団等は、1で策定した導入及び指導計画を変更する場合は、変更後の事業計画を改良事業団に提出するものとする。
 - (2) 改良事業団は、検定組合等又は生産者集団等が変更した優良乳用牛導入及び指導計画をそれぞれの所在地の都道府県知事に提出するものとする。
- 3 補助金の返還
改良事業団は、第1の補助を受けた事業が次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
 - (1) 第2の要件に反していると判断された場合
 - (2) 虚偽の申請を行った場合
- 4 事業の実施期間
この事業の事業実施期間は、平成28年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 検定組合等又は生産者集団等は、改良事業団及び都道府県の指導の下、関係機関及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、第1の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに検定組合等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 検定組合等又は生産者集団等は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、構成員等に対して指導するものとする。
- 4 検定組合等又は生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第1の事業に参加しようとする酪農経営を営んでいる者であって、配合飼料を利用し平成27年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている場合、引き続き平成28年度において契約をしていることを確認するものとする。

第5 改良事業団の補助

改良事業団は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、検定組合等又は生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

検定組合等又は生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、優良乳用牛導入及び指導計画とともに、改良事業団理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策）補助金交付申請書を改良事業団理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

検定組合等又は生産者集団等は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策）補助金交付変更承認申請書を改良事業団理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 改良事業団理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 検定組合等又は生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策）補助金概算払請求書を改良事業団理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

検定組合等又は生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策）実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を、改良事業団理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第7 貸付けを行った優良乳用牛の取扱い

- 1 生産者集団等は、第1の1に基づき酪農家に優良乳用牛を貸し付ける場合であって、貸付期間が独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）未満の場合は、賃貸借契約終了後も借受け者の酪農家が引き続き利用管理し、補助条件を継承する場合にあっては、当該酪農家に譲渡することができる。
- 2 1の場合は、生産者集団等は、改良事業団に報告し、あらかじめ改良事業団理事長の承認を受けるものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 検定組合等又は生産者集団等は、改良事業団理事長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 検定組合等又は生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係

る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 検定組合等又は生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業（乳用牛能力向上事業：優良乳用牛導入支援対策）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに改良事業団理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を改良事業団に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（それぞれの検定組合等又は生産者団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年5月31日までに、同様式により改良事業団理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

検定組合等又は生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

改良事業団理事長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、検定組合等又は生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、改良事業団理事長が別に定めることができるものとする。

附 則（平成28年4月22日付け28家改事(分)第109号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>優良乳用牛導入支援対策</p>	<p>検定組合等又は生産者集団等が（１）及び（２）の取組を行うのに要する経費</p> <p>（１）生産者集団等が、検定組合に加入している都府県の酪農家に貸付けを行うための優良乳用牛の導入の支援 家畜の購入費及び購入に要する諸経費が右記の額を下回った場合は、相当額までとする。 ただし、国及び機構から、乳用牛の導入、保留、増頭に係るその他の補助金の交付を受けているものは、補助対象から除くものとする。</p> <p>（２）検定組合等又は生産者集団等が行う、乳用牛の適切な飼養管理に係る酪農家に対する指導</p>	<p>第２の（１）の要件を満たす乳用牛 ： １頭当たり 40 千円以内</p> <p>第２の（１）の要件を満たすものであって、（２）又は（３）のいずれかに該当する乳用牛 ： １頭当たり 50 千円以内</p> <p>定 額</p>